5 低所得者・その他の福祉の

ページ

低所得者福祉

市民が健康で文化的な最低限度の生活を確保できるよう、困窮の程度に応じた保護を行ったり、経済的自立の助長と生活意欲の高揚を図るための援助指導を行っています。

生活保護のあらまし

1 保護の基準

担当/生活福祉課

生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活に活用するとともに、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助によってもなお、最低生活が営めない場合に生活保護が行われます。

◇扶助内容/生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭(この基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別等に分けて、毎年消費動向を踏まえ改正されます。)

◎豊田市での最低生活保障水準の具体例

(令和7年4月1日現在)

	世帯主別		標準3人世帯	母子3人世帯	老人 2 人世帯	老人1人世帯
	世帯構成例		33 歳男	30 歳女	72 歳男	70 歳女
			29 歳女	9歳子(小学生)	67 歳女	
			4 歳子	4 歳子		
	世帯当り 最低生活費		203,080円	238,140 円	160,230 円	109,390円
	生活	扶助	154,480 円	186,140 円	115,230円	71,990 円
			(児童養育加算)	(児童養育加算)		
		加算		20,380 円		
		川昇	10,190 円	(母子加算)		
				21,800 円		
	教育:	扶助	_	3,400 円	_	_
	住宅扶助(上限)		48,600円	48,600 円	45,000円	37,400円

自立支援

1 生活困窮者自立支援事業

担当/よりそい支援課、市社会福祉協議会

就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等、様々な要因によって経済的に困窮している、又は困窮するおそれのある方に対して、経済的自立や日常生活の自立、社会的自立のための様々な支援を早期的、包括的に行います。

- ◇対 象 生活全般に困っている方
- ◇事業内容 ①自立相談支援事業(市社会福祉協議会へ委託) 生活の困り事全般にわたり相談支援を行い、関連機関や他制度などを活用しながら、支援プランに基づいた継続的な支援を実施し、各世帯の課題解決の手助けをします。
 - ②住居確保給付金事業

離職等により住居を失う恐れのある方に対し住居確保給付金を支給します (有期、支給基準あり)。

- ③就労準備支援事業(とよた多世代参加支援プロジェクトへ委託) 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立の段階から実施します。
- ④家計改善支援事業(市社会福祉協議会へ委託) 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせんや債務整理 の支援等を実施します。
- ⑤就労訓練事業の認定(直営) 直ちに一般就労することが困難な人に対して支援付きの就業機会の提供 等、就労訓練事業を行う企業や団体の認定を実施します。
- ⑥一時生活支援事業(直営) 住居喪失者や居住に困難を抱える者に対して、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供します。
- ⑦子どもの学習・生活支援事業(社会福祉法人等へ委託) 生活保護世帯や生活困窮世帯などの子どもに対し、学習支援や生活習慣 の形成・改善などの支援並びに保護者への相談支援を実施します。
- ⑧被保護者家計改善支援事業(市社会福祉協議会へ委託) 被保護者世帯の家計管理や大学等への進学に向けた相談を実施します。
- ◇相談窓口 ③⑤⑥⑦・・・よりそい支援課 毎週月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 連絡先 (0565) 34-6791
 - ①②④⑧・・・豊田市社会福祉協議会 毎週火曜日から土曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 豊田市錦町 1-1-1 豊田市福祉センター2 階 連絡先 (0565) 34-1132

貸付

1 生活福祉資金

担当/市社会福祉協議会

- ◇対 象/低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
- ◇貸付要件/・資金の貸付けを他から受けることが困難であること
 - ・連帯保証人原則1名(無でも貸付可能な場合有り)
- ◇利 息 等/年利 1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)
 - ※償還期限を経過したときは、延滞元金につき年3.0%の割合で延滞利子を加算
- ◇貸付審査/受付日(曜日)が指定のため、資金の種類により申請から決定まで 1~2 か月程度必要(貸付け制限有り)

生活福祉資金 貸付条件等

資金の種類		貸付の内容 貸付限度額(注 2		据置 期間	償還 期間	利率
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	月額 200,000 円(単身世帯 150,000 円)以内原則 3 月以内		10年以内	
	一時生活	生活を再建するために一 時的に日常生活では賄え ない費用	600,000 円以内	6月 以内		年 1.5%
(注 1)	住宅入居費	敷金·礼金等の賃貸契約を 結ぶ必要な費用	400,000 円以内			
臨時特例つなぎ 資金(注 2)		住居のない離職者に対し て、公的給付金等を受ける までの生活費	100,000 円以内	なし	一括返 還	無利子

資金の種類		貸付の内容	貸付限度額(注 3)	据置期間	償還 期間	利率
	生業費	新しく事業を始める時の 開業資金や事業継続・拡張 のための経費	4,600,000円	6 月 以内	20 年 以内	年 1.5%
福祉資金(福祉費)	技能習得費	生業を営み又は就職する ために必要な知識・技能を 習得するための必要な資 金及びその期間中の生計 の維持をはかるために必 要な経費	技能を修得する期間 6月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年以内 5,800,000円	技能 取得 期間後 6月 以内	8年 以内	11
社費)	住宅の増 改築、補修 等費用	住宅を増築等、改築、補修、 保全又は公営住宅法によ る公営住宅の譲渡を受け るのに必要な経費	2,500,000円	6月 以内	7年 以内	"
	転宅、給排 水設備設 置費	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円	6 月 以内	3 年 以内	"

資	金の種類	貸付の内容	貸付限度額(注 3)	据置 期間	償還 期間	利率
	葬祭費	葬祭に必要な経費	500,000円	6 月 以内	3 年 以内	11
	就職支度 費	就職、技能習得の支度に必 要な経費	500,000円	6 月 以内	3 年 以内	"
	その他費 用	その他生活上一時的に必要な経費	500,000円	6 月 以内	3 年 以内	"
	障がい者 等福祉用 具購入費	障がい者や高齢者の機能 回復訓練機器等の購入費	1,700,000円	6 月 以内	8年 以内	"
	障がい者 等自動車 購入費	障がい者等の日常生活の ための自動車購入費	2,500,000円	6 月 以内	8年 以内	"
葬	中国残留邦 人等国民年 金追納費			6 月 以内	10年以内	"
祭費就職支度費	療養費	低所得者世帯又は高齢者 世帯に対し、当該世帯に属 する者及び高齢者の負傷 又は疾病の療養(当該療養 を必要とする期間が原則 として1年以内の場合と する)に必要な経費		最終		
質	介護費	低所得者世帯又は高齢者 世帯に対し、当該低所得世 帯に属する者及び当該高 齢者世帯に属する高齢者 が介護保険の介護給付の 対象となる介護サービス を受けるのに必要な経費 (当該必要な経費を負担す ることが困難であると認 められる期間が原則とし て1年以内の場合とする)	1,700,000円 ※特に必要と認められる場合は 2,300,000円 (1年6月以内)	貸のから以外の	5年以内	11
	災害援護 資金	低所得世帯が災害による 困窮状態から自立更生す るのに必要な経費	1,500,000円	6 月 以内	7年 以内	"

資金の種類		貸付の内容	貸付限度額(注 3)	据置 期間	償還 期間	利率
福祉資金	緊急小口 資金	低所得世帯で一定の理由 により一時的な生活維持 に必要な経費	100,000 円以内	2月 以内	12 月 以内	無利子
教育支援資金(注4)	教育支援 費 就学支度 費	低所得者世帯に属する者 が、学校教育法に規定する 高校、専修学校、短大、高 専、大学に就学するのに必 要な経費 低所得者世帯に属する者 が、高校、専修学校、短大、 高専、大学に入学するのに 必要な経費	高校 月 35,000 円以内 高専 月 60,000 円以内 短大 月 60,000 円以内 大学 月 65,000 円以内	卒業後 6月 以内	20年以内	無利子
不動産担保型生活資金		居住用不動産を有し、その不動産に居住する低所得の高齢者世帯で生活維持に必要な経費	月 300,000 円以内 ※担保となる不動産 (土地)の評価額 15,000,000 円以上	(注 5)	借受人 の死亡 など貸 付契約 終了時	(注6)

- 注1 離職者等で、住居を有し求職活動をしていること。自営業者や年金、雇用保険等 公的給付を受けている場合は対象外
- 注2①福祉事務所やハローワークで公的給付等の申請を行っていること。
 - ②本人名義の金融機関の口座を有していること。
- 注3 福祉費については、「限度額」でなく「貸付標準額」と置き換える(貸付標準額とは、貸付の目安となる額)
- 注4高等学校には専修学校高等課程を、短期大学には専修学校専門課程を含む。
- 注5 借受人の死亡時までの期間又は貸付限度額に達するまでの期間より 3 月以内
- 注6年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率。連帯保証人必須で、無利子にはならない。

遺家族•戦傷病者援護

過去の戦役において、戦死した人の遺族及び傷病を受けた人たちを支援するため、次のような事業を行っています。

遺家族援護

1 弔慰金・給付金

担当/やすらぎ福祉総務課

- ◎戦没者等の遺族に対する特別弔慰金公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する人がおらず、一定の要件を満たす三親等内の遺族に支給
- ◎戦没者等の妻に対する特別給付金公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に支給

2 戦没者春のみたま祭

担当/やすらぎ福祉総務課

- ◇内 容/豊田市出身の戦没者に対し追悼の誠を捧げる。
 - ・殉国の碑戦没者入魂者数 4,161 柱
- ◇開催時期/毎年4月又は5月

戦傷病者援護

1 戦傷病者手帳

担当/やすらぎ福祉総務課

戦傷病者が各種の援護を受けるため、都道府県知事が手帳を交付

2 年金等(恩給法、援護法)

担当/やすらぎ福祉総務課

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金傷病恩給、障害年金を受けている戦傷病者等の妻に支給

3 各種援護

担当/やすらぎ福祉総務課

◎療養給付

公務傷病について必要な治療、手術の給付等

◎補装具支給

車椅子、義肢、補聴器、杖等の給付、修理

◎JR無賃乗車船券

障がいの程度に応じて年間 12 枚以内支給

災害被災者支援

地震や風水害等の自然災害及び火災等による被災者や遺族に対し、災害見舞金や弔慰金 を贈り、痛手を受けた人たちを救済しています。

1 災害弔慰金

担当/よりそい支援課

- ◇対 象 者/災害救助法の適用を受けた災害等により死亡した市民の遺族
- ◇支 給 額/・生計中心者 500 万円
 - ·生計中心者以外 250 万円

2 災害障害見舞金

担当/よりそい支援課

- ◇対 象 者/災害救助法の適用を受けた災害等により、精神又は身体に重度の障がいを 受けた人
- ◇支 給 額/・生計中心者 250 万円
 - · 生計中心者以外 125 万円

3 災害援護資金貸付

担当/よりそい支援課

- ◇対 象 者/災害救助法の適用を受けた災害により被災した世帯
- ◇貸付要件/所得制限あり
- ◇貸 付 額/350万円以内(被災の程度による)
- ◇貸付利率/保証人有りの場合は無利子、なしの場合は金利1%(据置期間中は無利子)

4 **災害見舞金品支給** 担当/よりそい支援課(豊田市事業のみ)、市社会福祉協議会

災害種別(世帯人数等)	豊田市	社会福祉協議会	日本赤十字社豊田市地区
全焼、全壊、流失(8人以上)	68,000円	60,000円	Harry Str. J. Harris Sh.
(7人)	68,000円	55,000円	
(6人)	68,000円	50,000円	世帯に属する者1人につき
" (5人)	68,000円	45,000円	10,000円(準世帯 5,000
(4人)	53,000円	40,000円	円)
(3人)	53,000円	35,000円	日赤愛知県支部より世帯に
" (2人)	53,000円	30,000円	属する者1人につき毛布
" (1人)	35,000円	23,000円	(夏季はタオルケット)2 枚、1世帯につき日用品セ ット1個
" (準世帯)	18,000円	12,000円	
社協会員加算 普通会員		3,000円	
賛助会員	_	10,000円	_
半壊、半焼(8人以上)	35,000円	30,000円	
" (7人)	35,000円	28,000円	世帯に属する者1人につき
" (6人)	35,000円	25,000円	5,000 円(準世帯 2,000 円)
" (5人)	35,000円	23,000円	日赤愛知県支部より世帯に
" (4人)	27,000円	20,000円	属する者1人につき毛布
" (3人)	27,000円	18,000円	(夏季はタオルケット)1
" (2人)	27,000円	15,000円	枚、1 世帯につき日用品セ
" (1人)	18,000円	12,000円	ツト1個
" (準世帯)	9,000円	6,000円	
社協会員加算 普通会員		2,000円	
賛助会員	I	5,000円	_
床上浸水(5人以上)	35,000円	ı	_
" (2人~4人)	27,000円	I	_
" (1人)	18,000円	I	_
" (準世帯)	9,000円	I	_
床上浸水(一般世帯)	1	10,000円	_
" (準世帯)	_	5,000円	_
入院治療(1週間以上1か月未満)	18,000円		_
" (1か月以上3か月未満)	27,000円	_	_
" (3か月以上)	35,000円	_	
死亡	120,000円	100,000円	10,000円(愛知県支部より)

注:非住家は適用しない。

5 被災者生活再建支援制度

担当/よりそい支援課

- ◇対象者/自然災害で住居が全壊もしくは同等の被害のあった世帯 (災害救助法の適用を受けた災害等の場合は国、そうでない場合は市の制度が適用)
- ◇支 給 額/・基礎支援金 最大 100 万円
 - ・加算支援金 最大 200 万円 (世帯構成、被害状況で変動)



国民年金

担当/国保年金課

1 保険料の免除制度

- ◎法定免除
 - ◇対 象/生活保護法による生活扶助や障害年金の 1⋅2 級を受けている人
- ◎申請免除
 - ◇対 象/所得が少ない、又は災害等にあった人
- ◎納付猶予
 - ◇対 象/50歳未満で所得が少ない人(学生は除く。)
- ◎学生納付特例
 - ◇対 象/学生で所得が少ない人
- ◎産前産後期間免除
 - ◇対 象/出産された人

2 老齢基礎年金

- ◇受給資格/満 65 歳以上(希望により 60 歳から)
- ◇支給要件/公的年金(国民年金、厚生年金、共済組合等)に加入し、保険料を納めた期間(免除期間、カラ期間を含む)が 10 年以上ある人
- ◇年 金 額/831,700 円以内(年齢・納付要件等による減額あり)
- ◇支 給 月/偶数月

3 障害基礎年金

- ◇受給資格/(1)国民年金加入中に初診がある病気やけがで障害等級表※に該当する障がいになった人
 - (2)60歳以上の方でも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診がある病気やけがで障害等級表※に該当する障がいになった人
 - (3)初診日が20歳未満で、20歳に達したとき以降に障害等級表※に該当する障がいになった人
 - ※障害等級表は身体障がい者手帳の等級とは異なります。
- ◇支給要件/(1)(2)の場合で、初診日の前々月までに保険料納付期間(免除期間を含む) が被保険者期間の3分の2以上あること。ただし、初診日が令和8年3月

までのときは、初診日の前々月までの1年間に未納がなければよい(3)の場合、本人の所得制限有り

◇年 金 額/(本人) 1級 年 1,039,625 円 (年齢による減額あり)

2級 年 831,700円 (年齢による減額あり)

(子の加算額) 1 人目および 2 人目 各 239,300 円/年

3 人目以降

各 79,800 円/年

◇支 給 月/偶数月

4 特別障害給付金

- ◇受給資格/(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - (2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、 共済組合等の加入者)の配偶者
 - (1)(2)の人で当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、 障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する人
- ◇支 給 額/障害基礎年金1級に該当する人:月額 56,850 円障害基礎年金2級に該当する人:月額 45,480 円
- ◇支 給 月/偶数月

5 遺族基礎年金

- ◇受給資格/国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間が 25 年以上ある人が死亡した時その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」(子とは、18 歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子、又は20歳未満の1級、2級の障がいのある子)
- ◇支給要件/死亡日の前々月までに、保険料の納付期間が被保険者期間の3分の2以上あること。ただし、死亡が令和8年3月までのときは、死亡日の前々月までの1年間に未納がなければよい。
- ◇年 金 額/子のある配偶者が受け取るとき 年831,700 円+(子の加算額)子が受け取るとき 年831,700 円+(2 人目以降の子の加算額)(子の加算額) 1 人目および 2 人目 各239,300 円/年3 人目以降 各79,800 円/年
- ◇支 給 月/偶数月

6 寡婦年金

- ◇受給資格/第1号被保険者として保険料を10年以上納付し年金を受けることなく死亡した人の妻(婚姻期間が10年以上)
- ◇支給期間/妻が60歳から65歳になるまでの間
- ◇年 金 額/夫の老齢基礎年金の4分の3
- ◇支 給 月/偶数月

7 死亡一時金

- ◇受給資格/第1号被保険者として保険料を3年以上納付し年金を受けることなく死亡 した人の遺族
- ◇支 給 額/納付済期間による

在日外国人支援

担当/牛活福祉課

1 在日外国人福祉給付金

- ◇開始時期/平成6年度
- ◇支給要件/・昭和 57 年 1 月 1 日以前から平成 24 年 7 月 8 日まで外国人登録がされており、平成 24 年 7 月 9 日以後引き続き住民基本台帳に記録されていること
 - ・豊田市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること
 - ・厚生年金その他の公的年金等を受けていないこと
 - ・所得制限あり
- ◇支 給 月/4月、8月、12月
 - ◎豊田市在日外国人高齢者福祉給付金
 - ◇対象者/・大正15年4月1日以前に生まれた方
 - ◇支給額/月額 10,000円
 - ◎豊田市在日外国人重度障がい者福祉給付金
 - ◇対象者/・昭和37年1月1日以前に生まれた方
 - ・身体障がい者手帳1級及び2級又は療育手帳A判定の方
 - ・障がいの発生原因になった傷病について初めて医師の診療を受けた日が昭和 57 年 1 月 1 日以前であること
 - ◇支給額/月額 20,000円

民生委員・児童委員

担当/よりそい支援課

民生委員・児童委員は、担当地域の住民の生活状態を把握し、社会奉仕の精神をもって、 住民の立場に立った相談・支援を行い、福祉事務所に協力するとともに、福祉関係各機関と 連携をとりながら、広く地域の福祉推進のために、自主的な活動に努めています。

民生委員·児童委員定数(令和4年12月1日現在)

地区	民生委員 · 児童委員	主任児童委員	計	地区	民生委員 · 児童委員	主任児童委員	計
崇化館_	28	3	31	猿投台	18	2	20
梅坪台	12	2	14	井郷	15	2	17
净水	12	2	14	石 野	[14]	2	16
朝日丘	28	3	31	猿投	10	2	12
逢 妻	33	3	36	保 見	19	2	21
豊南	27	3	30	松平	17	2	19
高橋	30	2	32	藤岡	15	2	17
美里	29	3	32	藤岡南	13	2	15
益富	21	2	23	小原	12	2	14
	21	2	23	足助	25	2	27
竜神	25	3	28	下山	12	2	14
末野原	30	2	32	旭	12	2	14
若林	22	2	24	稲武	12	2	14
前林	21	2	23	計	548	62	610
若 園	15	2	17	ĀĪ	04 0	02	010